

名古屋市障害者就労支援奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の就労意欲の向上と継続的な就労活動の支援を目的とする。

(支給対象者)

第2条 この要綱の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業又は施設の利用について食費、光熱水費等実費相当額以外の利用者負担額が発生しない者を除く。

- (1) 本市により障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）による支給決定を受けた障害者等（以下「支給決定障害者等」という。）であって法第5条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援の事業を利用している者（ただし、障害者支援施設に入所している者を除く。）
- (2) 法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者であって身体障害者通所授産施設又は知的障害者通所授産施設を利用している者
- (3) 市内に住所を有する障害者であって法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者通所授産施設を利用している者
- (4) 市内に住所を有する障害者であって障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年9月26日政令第320号）第17条により社会福祉法施行令第1条第2号に掲げる事業の対象となる身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設又は精神障害者小規模通所授産施設を利用している者

(支給額)

第3条 この要綱に基づく奨励金（以下「奨励金」という。）の支給基準単価及び支給額は別表のとおりとする。

(支給手続き)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、その利用する事業所又は施設の長（以下「事業所長」という。）を受任者として、あらかじめ委任状を市長に提出し、奨励金の請求及び受領の権限を委任するものとする。ただし、名古屋市立の知的障害者援護施設又は身体障害者更生援護施設（以下「市立障害者施設」という。）を利用する者は奨励金の受領の権限を委任しないものとする。

- 2 事業所長は、毎年度3月、6月、9月及び12月の各月20日までに、当該月前3月の事業又は施設の利用実績に基づき、「障害者就労支援奨励金請求書（様式 第1号）」及び請求内容を記録したフロッピーディスクを市長に提出するものとする。ただし、

精神障害者授産施設及び小規模通所授産施設の長は、これに加えて奨励金の支給を受けようとする者の施設の利用を証明する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、奨励金の請求があった場合は、その請求内容を審査し、原則として、各請求月の翌月 20 日までに事業所長（市立障害者施設を利用する者にあつてはその者）に支給するものとする。

4 奨励金の受給の権限を受任した事業所長は、市長から奨励金の支給を受けたときは、速やかに受給者に対し奨励金を支払うものとする。

（支払の確認）

第 5 条 事業所長は、奨励金の支払を行った場合は、受給者から受領書を徴しなければならない。

2 事業所長は、受給者全員の受領を確認し、受領証の写しを市長あて提出するものとする。

（受給権の保護）

第 6 条 事業所長は、奨励金の全額を受給者に支払うものとし、事業所長が受給者に対して有する債権の支弁に充当してはならない。

2 奨励金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

（返還命令）

第 7 条 市長は、奨励金の支給を受けた者又は第 4 条第 1 項の規定により委任を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正の手段により、奨励金の支給を受けたとき。

（調査等）

第 8 条 市長は、必要があると認めたときは、奨励金の支給を受けた者及び第 4 条第 1 項の規定により委任を受けた者に対して調査し又は実績等の報告を求めることができる。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 11 月 28 日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日の事業又は施設の利用分から適用する。

2 平成 19 年 12 月の請求については第 4 条第 2 項の規定に関わらず、当該月前 5 か月

分の事業又は施設の利用実績に基づき奨励金の請求を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

支給基準単価	1 7 5 円／日
支給額（月額）	次の①及び②を比較して低い方の額とする。ただし、3,750 円を上限とする。 ①支給基準単価×1 月の事業又は施設利用日数 ②本事業の対象となる事業又は施設の利用に係る利用者負担額（ただし、食費及び光熱水費等実費相当額を除く。）

